

定額給付金・子育て応援特別手当について（豊橋市）

いよいよ給付が開始されます。
給付金を受給するための申請書が4月上旬に送られてきます。
いつ頃こういった方法で支給されるのでしょうか？
内容を簡単にまとめてみました。

●定額給付金

対象者 平成21年2月1日において、以下の①または②のいずれかに該当する方
①豊橋市の住民基本台帳に記録されている方
②豊橋市の外国人登録原票に登録されている方
(不法滞在者および短期滞在者は対象外)

申請・受給者 対象者の属する世帯の世帯主
(外国籍の方は、対象者ごとの申請・受給も可)

受給額 対象者1人につき12,000円
(ただし、昭和19年2月2日以前に、または平成2年2月2日以後に生まれた方
については20,000円)

●子育て応援特別手当

対象者 18歳以下(生年月日が平成2年4月2日以降)の子のうち、
第2子以降の子で平成14年4月2日～平成17年4月1日に生まれた子

申請・受給者 対象となる子の属する世帯の世帯主

受給額 対象者1人につき36,000円



給付申請から受け取りまでの流れ

- ①申請書に必要な事項を記入します
- ②振り込みを希望する金融機関を決め、そのキャッシュカードまたは預金通帳をコピーします
- ③申請書とキャッシュカードまたは預金通帳のコピーを返信用封筒に入れて市役所へ送付します
- ④市役所で内容を確認後、指定した預金口座に振り込まれます

■申請・受け取り方法

給付金は、郵便申請・振り込みでの受け取りが原則です。

申請書の届出方法	受取期間	申請先(場所)	給付金の受け取り方法
郵送	4月6日(月)～10月6日(火) 消印有効		
窓口へ持参	5月15日(金)～31日(日) 午前9時～午後5時	市役所市民ホール (東館1階) 牟呂・二川・南陵・ 石巻地区市民館	預金口座への 振り込み
	6月1日(月)～10月6日(火) (土・日曜日、祝・休日を除く) 午前9時～午後5時	市役所東83会議室 (東館8階)	

※預金口座への振り込みは、市が申請書を受け取った日から1か月間程度かかります。

